

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成27年11月12日(2015.11.12)

【公開番号】特開2015-140514(P2015-140514A)

【公開日】平成27年8月3日(2015.8.3)

【年通号数】公開・登録公報2015-049

【出願番号】特願2014-12228(P2014-12228)

【国際特許分類】

E 04 F 10/06 (2006.01)

E 06 B 9/42 (2006.01)

【F I】

E 04 F 10/06

E 06 B 9/42 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月21日(2015.7.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

建物の屋外側で窓の上部に設置されたロールスクリーンの上端部が付勢手段により巻取方向に付勢された巻取軸に固定され、前記ロールスクリーンの下端部を、巻取軸から下方へ引き下げるにより、窓の遮蔽を行う装置において、

前記ロールスクリーンの下端部が支持軸材に支持され、

前記支持軸材の両端部に、一対のアームの一端が、前記支持軸材の軸方向と垂直面に前記一対のアームが配置されるように、それぞれ連結され、

前記一対のアームの他端が、前記アームを所望の回動角度に保持可能とするヒンジ構造を介して、屋外側の窓の両側に、固定され、かつ前記ヒンジ構造はトルクヒンジであり、

前記支持軸材を前記巻取軸より下方で、上下方向に移動させることにより、前記アームを、前記ヒンジ構造を支点とし、前記アームの長さを半径とする弧で回転させ、前記ロールスクリーンを所望の位置で窓の外側にはね出すように保持可能とすることを特徴とする窓の日射遮蔽装置。

【請求項2】

前記トルクヒンジは、摩擦型トルクヒンジであることを特徴とする請求項1に記載の窓の日射遮蔽装置

【請求項3】

前記トルクヒンジのトルクに起因する前記アーム先端の作動力が、前記付勢手段によるロールスクリーンの巻取力の1.1倍～5倍であることを特徴とする請求項1又は2に記載の窓の日射遮蔽装置。

【請求項4】

前記ロールスクリーンの上端部巻取軸を収納するケースの巻取出入口部に、前記ロールスクリーンの幅の長さの掃除素子を取り付け、前記ロールスクリーンの巻取、巻戻しの際に接触させて前記ロールスクリーンに付着した汚れを除去することを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載の窓の日射遮蔽装置。

【請求項5】

前記ロールスクリーンに、前記建物の外壁と同じ模様が印刷されたことを特徴とする請

求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の窓の日射遮蔽装置。